

一般財団法人全日本交通安全協会自転車会員規則

この規則は、一般財団法人全日本交通安全協会(以下「本協会」という。)の定款第47条第2項及び一般財団法人全日本交通安全協会会員及び会費に関する規程第5条及び第8条に基づき、自転車会員に関する事項を定めたものである。

(自転車会員)

第1条 本協会の自転車会員は、次の各号のいずれかに該当する者で、本協会の目的、事業に賛同し、入会した個人とする。

- (1) 日本国内に居住する者で自転車を利用する者
- (2) 日本国内で自転車を利用する未成年を持つ保護者
- (3) 日本国内で自転車を利用する親族等がいる者
- (4) その他会員として理事長が認める者

(自転車会員の入会手続き)

第2条 自転車会員になろうとする者は、所定の自転車会員入会申込みを行い、入会の承認及び自転車会員登録を受け、次条に定める年会費を納入することにより会員資格を得ることができる。

(会費)

第3条 自転車会員の年会費は、30円とする。

(自転車会員資格の有効期限)

第4条 自転車会員資格の有効期限は、会員となった日から起算して1年間とする。

(自転車会員資格の継続)

第5条 自転車会員資格は、有効期限までに自動継続の意思を表示し、会費を納入することで継続することができる。

(自転車会員の権利)

第6条 自転車会員は、本協会が行う次の各号に定めるサービスを受けることができる。

- (1) 自転車の安全利用を推進するために必要な情報の提供
- (2) 自転車に係る交通事故相談及び交通事故被害者支援に関する情報の提供
- (3) 会員に対する団体自転車保険の提供
- (4) その他自転車の交通安全を確保するために必要な事業

(自転車会員の義務)

第7条 自転車会員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 改名又は住所変更等入会申込み時の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに本協会に届け出ること。
- (2) 常に交通ルールを守り、他に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (3) 自転車利用に関わる賠償事故が発生した場合には、直ちに警察に届け出ること。

(自転車会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかの場合に、会員としての資格を喪失する。

- (1) 会員が退会を届け出たとき。
- (2) 指定する期限内に会費を納入しないとき。
- (3) 本協会の事業を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 本協会の事業に関して不正の事実があったとき。
- (5) 会員が死亡したとき。

(自転車会員の権利喪失)

第9条 前条の規定により、会員資格を喪失したときは、会員としての一切の権利を失う。この場合、すでに納入した会費については返還しない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規則は、平成29年3月23日から施行する。